
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正案の文案の検討

本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中の実務対応報告公開草案及び「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（案）」（以下「キャッシュ・フロー作成基準一部改正案」という。）が、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 8 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（以下「キャッシュ・フロー実務指針」という。）に与える影響を検討し、キャッシュ・フロー実務指針の改正案を検討することを目的としている。
2. キャッシュ・フロー実務指針は、日本公認会計士協会の所管であるため、日本公認会計士協会へ当該改正案をもって改正を提案することを想定している。

キャッシュ・フロー作成基準一部改正案がキャッシュ・フロー実務指針に与える影響

3. 実務対応報告公開草案では、その適用対象となる電子決済手段が要求払預金に類似する性格であると整理している。これを受けて、キャッシュ・フロー作成基準一部改正案では、電子決済手段が送金・決済手段として利用されるものであり、換金可能性の点で要求払預金に類似する性格を有する資産であることを踏まえると、連結キャッシュ・フロー計算書等において電子決済手段を現金に含めることが経済的な実態を的確に反映すると考えられるため、特定の電子決済手段、すなわち、資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定される電子決済手段（外国電子決済手段については、利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。）を現金に含めることを定めることとしている。
4. キャッシュ・フロー実務指針では、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」で定められている資金の範囲、すなわち、現金及び現金同等物について、適用上のガイダンスが示されている。そのため、キャッシュ・フロー作成基準一

部改正案において資金の範囲の記載が追加される場合、その記載との整合を図るために、キャッシュ・フロー実務指針も記載する必要があると考えられる。

キャッシュ・フロー実務指針の改正案の検討

5. キャッシュ・フロー作成基準一部改正案との整合をとるために、キャッシュ・フロー実務指針において、次の点について記載を追加することが考えられるがどうか。また、結論の背景に追加的に記載する必要がある事項はないと考えられるがどうか。

(1) 現金の定義の修正

キャッシュ・フロー作成基準一部改正案で現金の定義に追加している「特定の電子決済手段」をキャッシュ・フロー実務指針でも追加する。

(2) 上記(1)の特定の電子決済手段に該当する資産に関する記載の追加

キャッシュ・フロー作成基準一部改正案では、キャッシュ・フロー作成基準の本文において用語の定義を行う構成となっていないため、作成基準の中で第1号電子決済手段から第3号電子決済手段を定義することが難しいと考えられる。したがって、「資金決済に関する法律第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段」として記載している。

他方、キャッシュ・フロー実務指針においては、キャッシュ・フロー計算書に固有の用語を除き、各会計基準等で用いられている用語については、特段の定義行わず記載されていることを踏まえ、実務対応報告での電子決済手段の記載と整合させる形で、「実務対応報告第XX号の適用対象となる第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段」と記載することが考えられる。

6. 具体的な文案は、次のとおりである（削除箇所は取消線で、追加箇所は下線で示している。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

キャッシュ・フロー実務指針の改正案について、ご意見を伺いたい。

以上